

令和7年3月19日

第78期司法修習生 各位

司法研修所事務局総務課

事 務 連 絡

司法修習生として採用されたことに伴い、別紙目録の書類等を配布します。中身については、順不同になっていますので、封筒内全体を確認し、不足しているものがある場合は、各別紙目録の連絡先にお問い合わせください。

【宣誓書の提出について】

※ 宣誓書は、開始式が始まる前に「組・番号・氏名」を記入し、各教室の講師卓付近の回収ボックスに提出してください。

初日の昼休憩時間中に回収します。

やむを得ず提出できなかった場合は、導入修習期間中の8時30分から17時までの間に本館5階総務課庶務係窓口まで提出してください。

目 録（総務課）

- 1 宣誓書
- 2 身分証明書
- 3 身分証明書の取扱いについて
- 4 名札
- 5 名札ケース
- 6 名札及び名札ケースの取扱いについて
- 7 辞令書

上記で不足しているものがある場合は、司法研修所事務局総務課（電話番号 048-460-2000）にお問い合わせください。

- 宣誓書は「組・番号・氏名」を記入して講師卓付近の回収ボックスに提出してください。初日の昼休憩時間中に回収します。

※ 司法修習生として修習を開始するに当たり、修習専念義務及び守秘義務を遵守するとともに、高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、法曹としてふさわしい品位と能力を備えるように努めることを宣誓しなければなりません（H29.11.1 司研企二第 1018 号司法研修所長通知「司法修習生の規律等について」第 2）。

目 録（経理課）

- 1 安否連絡カード
- 2 ロッカーの鍵（いずみ寮及びひかり寮の入寮者を除く）
- 3 司法修習生バッジ

上記で不足しているものがある場合は、担当係までお問い合わせください。

1 について 司法研修所事務局経理課管理係（XXXXXXXXXX）

2、3 について 司法研修所事務局経理課用度係（XXXXXXXXXX）

目 録（企画第二課企画係・同課調査係配布分）

- 1 和光市駅から司法研修所へ通所予定のみなさんへ
- 2 情報セキュリティブックレット（第78期司法修習生用）
- 3 レール式クリアホルダー（実務修習結果簿用）

上記で不足しているものがある場合は、1については、企画第二課企画係（電話番号 XXXXXXXXXX）、2及び3については、同課調査係（電話番号048-460-2045）にお問い合わせください。

令和7年3月19日

第78期司法修習生 各位

総務課庶務係

身分証明書の取扱いについて

身分証明書は、司法修習生の身分を証明する大切な書面ですが、汚損又は紛失による身分証明書の再発行が多く見られています。

また、例年、考試で持参する物とされていますので、次の点に注意してください。

【よくある汚損のケース】

- ① 身分証明書をポケットに入れたまま衣類を洗濯してしまい、ボロボロになってしまった。
- ② 財布やパスケースに身分証明書を入れて保管し、身分証明書を取り出そうとしたところ、身分証明書の印刷面が財布やパスケースに癒着し、身分証明書の印刷部分が剥がれてしまった。

【対策】

- ① 身分証明書が大切な書面であるという意識をもって細心の注意をはらって管理すること。
- ② 印刷面部分に保護フィルムを張ったり、また、印刷面が癒着しないような材質のケースを選んだりすること。

【再発行申請について】

汚損又は紛失した場合には身分証明書の再発行を申請することができますが、申請に当たっては、申請書及び顛末書を提出しなければなりません。

また、再発行には数日を要しますので、汚損又は紛失しないよう身分証明書の取扱いには留意してください。

令和7年3月19日

第78期司法修習生 各位

総務課庶務係

名札及び名札ケースの取扱いについて

名札及び名札ケースの取扱いについては、下記のとおりですので、留意してください。

記

1 概要

名札及び名札ケースは修習終了時に回収しますので、破損又は紛失しないよう注意してください。

2 着用について

司法研修所での修習期間中（導入修習及び集合修習）は、必ず着用してください。分野別実務修習及び選択型実務修習期間中については、各配属庁会の指示に従ってください。

3 破損又は紛失等について

破損、汚損及び紛失した物の回収や再交付は行いません。同等の規格の名札（組・番号・修習地・班・氏名を明記する。手書き可）及び名札ケースを各自で用意し、代用してください。

なお、婚姻等による氏名の変更等、名札記載事項に変更が生じた場合も、各自で名札を用意してください。

おって、配布時点での破損や、記名の誤りが判明した場合は、司法研修所総務課庶務係まで速やかに届け出てください。

4 返却方法

Microsoft Teamsで別途周知します。

吉田 幸広 3/19 14:23 編集済み

【経理課】お昼休みの食券機前の混雑緩和のためのお願い

導入修習期間中、お昼休みに食券機で食券を購入する修習生で食券機前が混雑することが想定されます。

混雑緩和のため、可能であれば、お昼休み以外の時間で購入するようにしてください。

導入修習期間中に購入された食券については導入修習期間中は利用可能（当然、その食券で食事をすれば以後は当該食券は利用不可となります。）ですので、例えば、食券を前日に購入することも可能です。

安否連絡カード

連絡する場合

※ 司法修習を受けている場所
の裁判所本庁が所在する市内
（東京にあっては23区、立
川支部にあっては立川市、集
合修習中は和光市又は埼玉県
南部）における震度が報道発
表で6弱以上の地震が発生し
た場合

○ クラス担当教官に安否等を
連絡する。

○ 実務修習中は、上記の連絡
をするほか、実務修習地の裁
判所が、災害時の連絡等につ
いて定めているときはそれに
従う。

司法研修所

安否連絡カード

連絡の方法・順位・内容

○ 連絡方法

チームズ上の災害時安否連絡フォームで連絡する。ただし、同フォームが利用できない場合は、メールで連絡する。

○ メールでの連絡先の順位

【第1順位】 民事裁判教官

【第2順位】 刑事裁判教官

【第3順位】 検察教官

○ 連絡内容

落ち着いた時点でできるだけ速やかに連絡

①組・番号・氏名

②本人の安否(メール用符号 無事○ 負傷×)

③登庁の可否(メール用符号 可能○ 交通手段復旧後登庁可能△ 不可×)

具体的に判明した段階で連絡

④自宅の状況、家族の安否

⑤他の司法修習生の被災状況



※ この封筒は捨てずに鍵と一緒に返却し
てください

ロッカーの鍵在中

組 番 様

鍵番号 —

通所生全員（裁判所職員総合研修所及び税務大学校和光寮への入寮者を含む。）に対してロッカーの鍵を貸与しますので、各自鍵番号を確認して指定されたロッカーを利用してください。

なおロッカーの鍵は希望者のみに貸与するため、不要である場合には、西館1F玄関付近に設置の返却箱に返却してください。

【鍵貸与の際の諸注意】

・万一、鍵を紛失した場合には、実費負担によりロッカーの鍵を交換してもらいます。また、鍵についているキーホルダーを紛失した場合にも同等品の購入をしてもらう等、実費負担をしてもらうことになります。鍵の貸与を受ける方は、鍵の管理等に十分ご注意ください。

【ロッカーの鍵の返却期限について】

鍵の返却期限は令和 年 月 日()です。

返却は西館1階玄関付近に回収箱を準備しますので、忘れずに返却ください。

ロッカーの鍵は施錠することなく開けた状態で返却してください。

なお、返却後も、施錠はできませんが、ロッカーは利用可能です。

貴重品等は置かずに利用してください。

通所生用ロッカー鍵に関する問い合わせ先

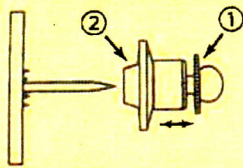
司法研修所経理課用度係 ()

【 司法修習生バッジ在中 】



司法修習生バッジは貸与物です

タック式の使い方



◆①のつまみを引き、②の円盤とのすき間を広げると、留め具を外すことができます。

◆針を服地に差し込み、後ろから、留め具をはめ込みます。

貸与 ●修習開始

※ 修習期間中、**破損**や**紛失**が生じた場合は再交付申請を行う

- ・導入・集合修習期間中
→ 司法研修所経理課用度係
- ・実務修習期間中
→ 配属庁（裁判所）の
司法修習事務担当者

△ 紛失の際は、所管する警察署に遺失物の届け出を行う

- 返還 ●身分喪失 ⇒ 指示に従い返還
●修習終了 ⇒ 考試期間中に全員返還

司法修習生バッジに関する問い合わせ先
司法研修所経理課用度係 ()

和光市駅から司法研修所へ通所予定のみなさんへ

和光市駅から司法研修所までの通所経路は、裏面の地図を参考にしてください。

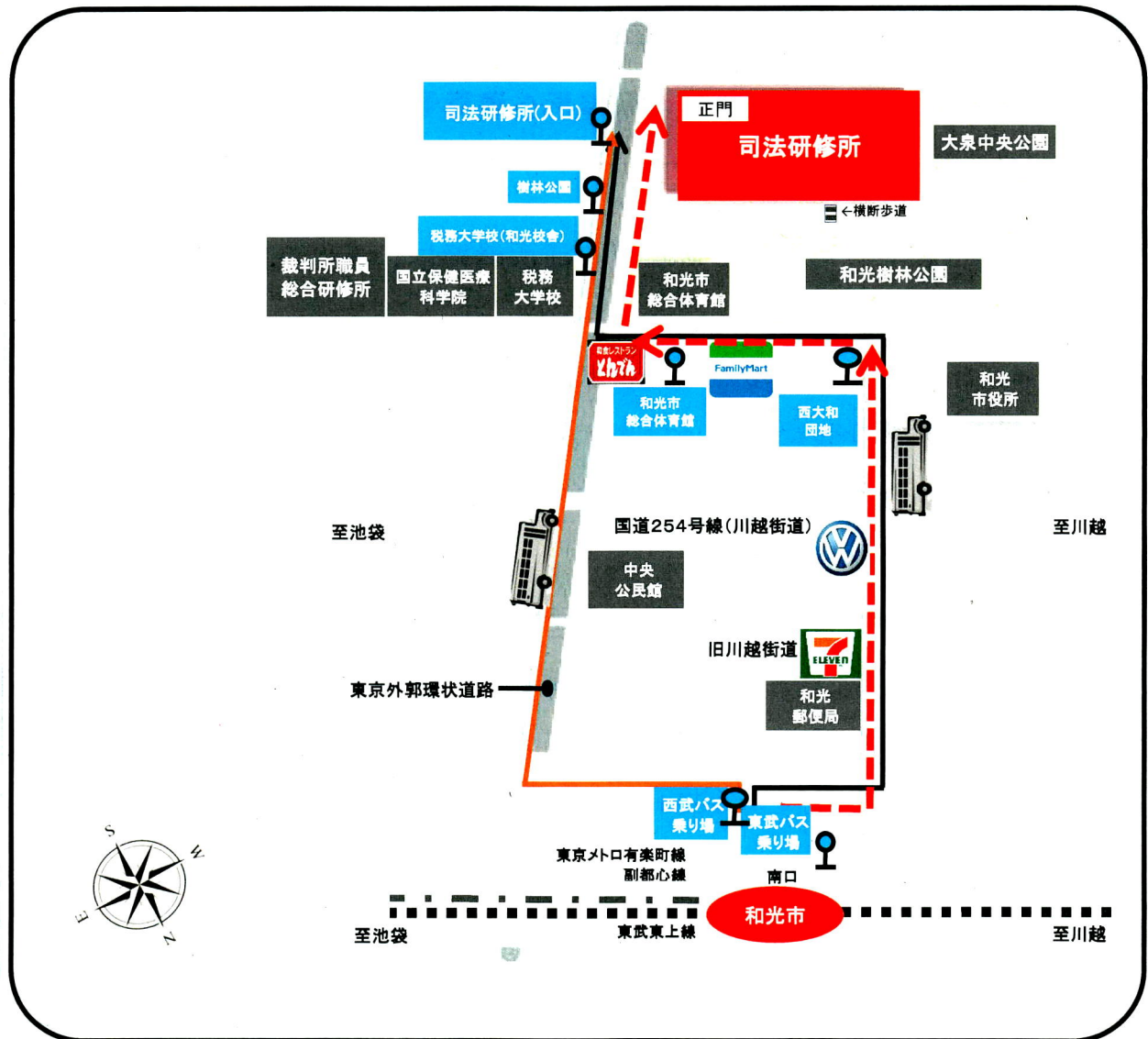
通所予定のみなさんが和光市駅から司法研修所に向かう際の時間帯は、沿線の会社や学校に通勤通学をする方々の通勤通学時間帯と重なるため、和光市駅からの路線バスへの乗車は混雑し、すぐには乗車できない可能性が高いと考えられます。

そこで、司法研修所への通所を予定している修習生は、徒歩（距離約 2 km、所要時間約 30 分）での通所を検討して、登庁時間に遅刻することがないように十分注意してください。和光市駅南口のバス停において、バス待ちの長い列ができている場合には、確実に所要時間が見込める徒歩での通所をお勧めします。

特に、雨天の場合は、和光市内の交通量増加に伴う渋滞により、路線バスは、時刻表どおりに運行されないことが多く、仮に路線バスに乗車できたとしても到着するまでの所要時間が通常よりも長くなる場合があります。したがって、雨天の場合は、徒歩の方が早く到着できる場合があることに御留意ください。

なお、司法研修所で実施される導入修習及び集合修習においては、上着やネクタイを着用しない服装（チノパン、スニーカーを含む。）で差し支えありませんので、温度調節のしやすい服装を心がけてください。実務修習中の服装は、各配属庁会の指示に従ってください。

和光市駅南口からの徒歩・バス経路



【地図表示概要】

- 徒歩ルート(距離約2km, 所要時間約30分)
- 東武バスルート(司法研修所循環・二軒新田止まり)
- 西武バスルート(大泉学園行き・長久保行き・光が丘行き)
※ただし、本数が限られる。



和光市駅南口又は各バス停から研修所敷地内までの徒歩時間

- ①和光市駅南口から約30分
- ②西大和団地から約10分
- ③税務大学校(和光校舎)から約10分
- ④樹林公園から約5分
- ⑤司法研修所(入口)から約3分

情報セキュリティブックレット

(第78期司法修習生用)

司法修習において司法修習生が取り扱う修習関連の情報のセキュリティ対策について(通知)	1
司法修習において司法修習生が取り扱う修習関連の情報のセキュリティ対策について(事務連絡)	15
実務修習において司法修習生が取り扱う修習関連の情報のセキュリティ対策について(事務連絡)	16
司法修習において司法修習生が取り扱う修習関連の情報のセキュリティ対策における生成AIの取扱いについて(事務連絡)	24
弁護修習において司法修習生が取り扱う修習関連の情報等のセキュリティ対策について(通知)	25
ポケットセキュポ	28

【機密性2】

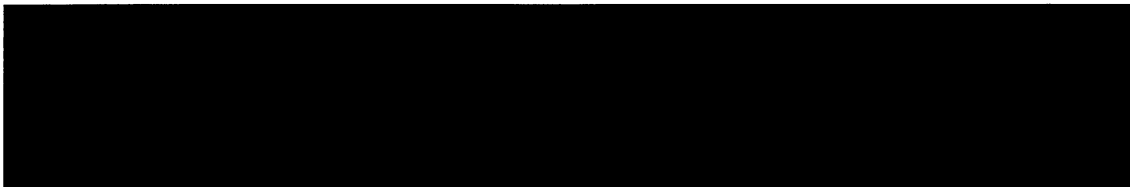
令和7年1月16日

第78期司法修習生 各位

司法研修所長

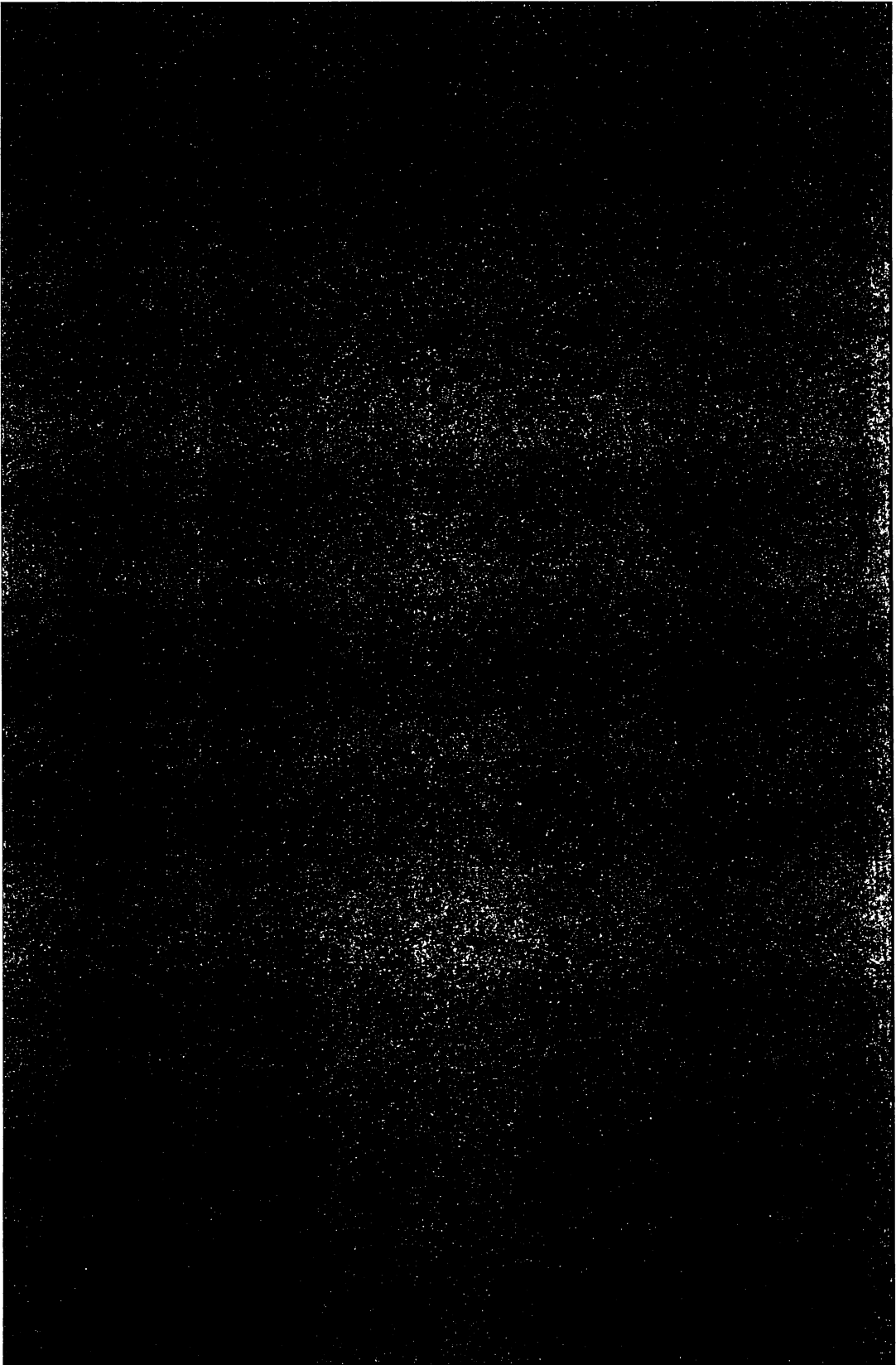
司法修習において司法修習生が取り扱う修習関連の情報のセ
キュリティ対策について（通知）

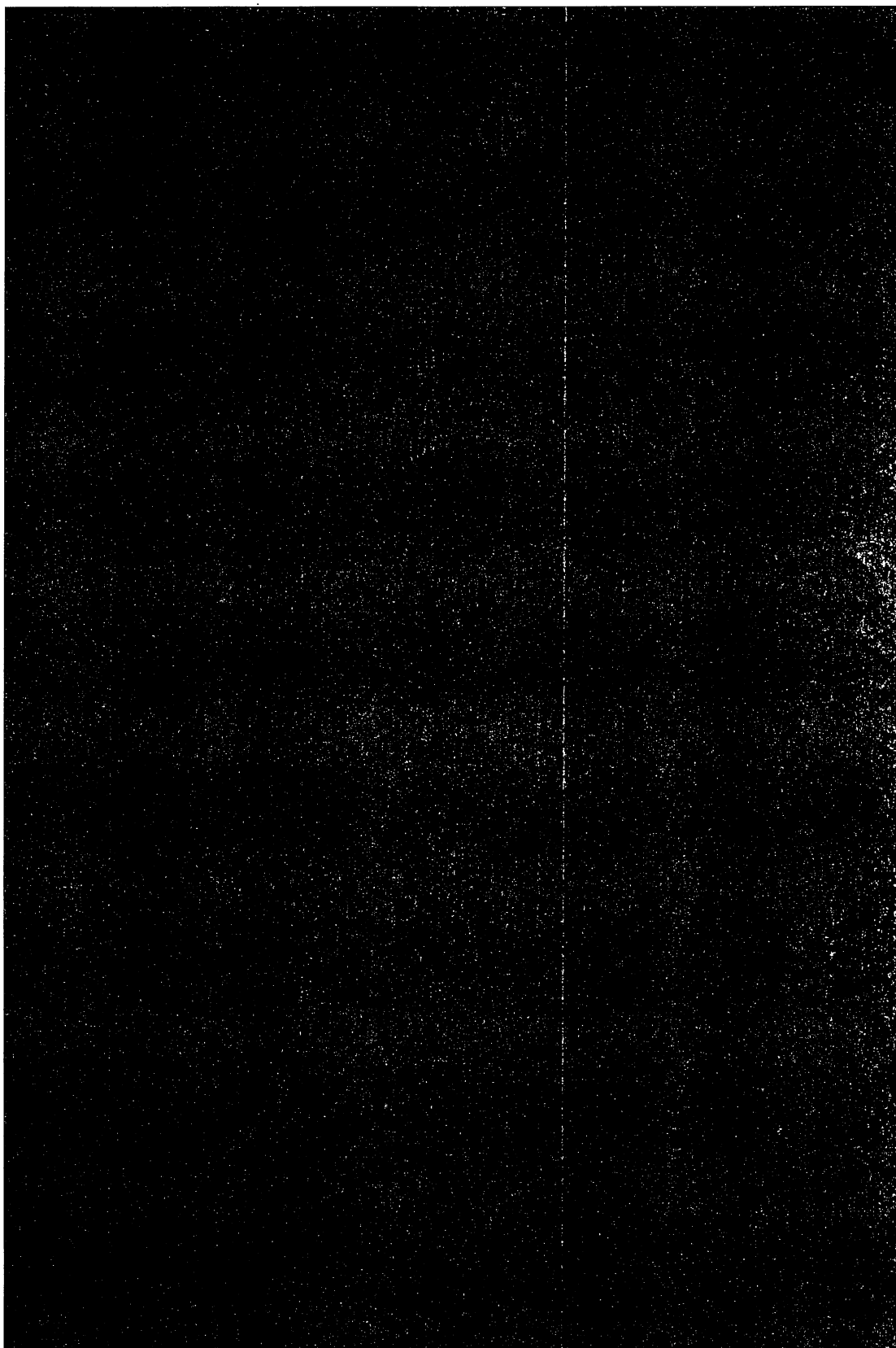
司法修習生が司法修習において取り扱う情報をあらゆる脅威から守り、必要な情報セキュリティを確保するための対策として、下記のとおり定めましたので、これによって適切に情報を取り扱ってください。

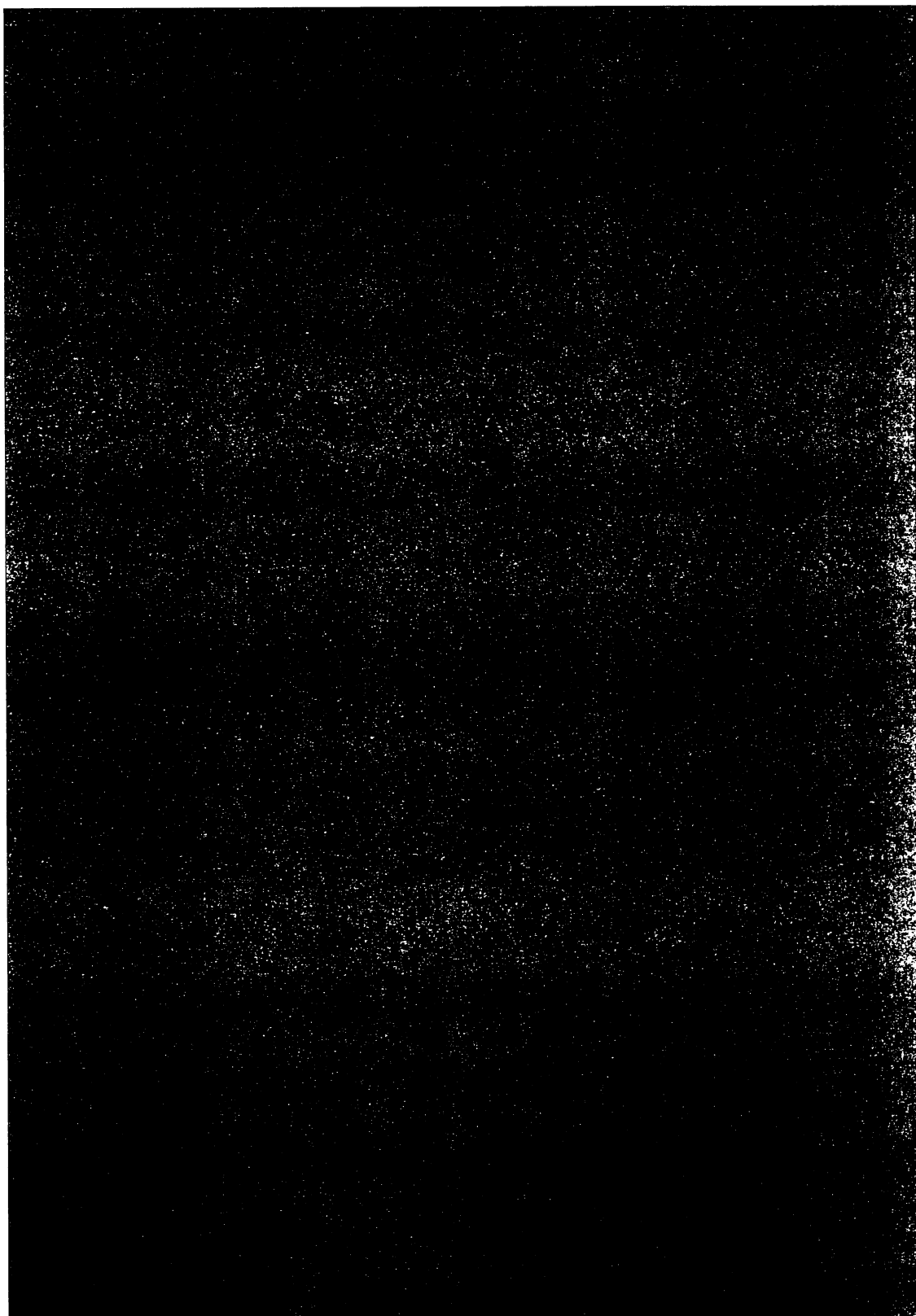


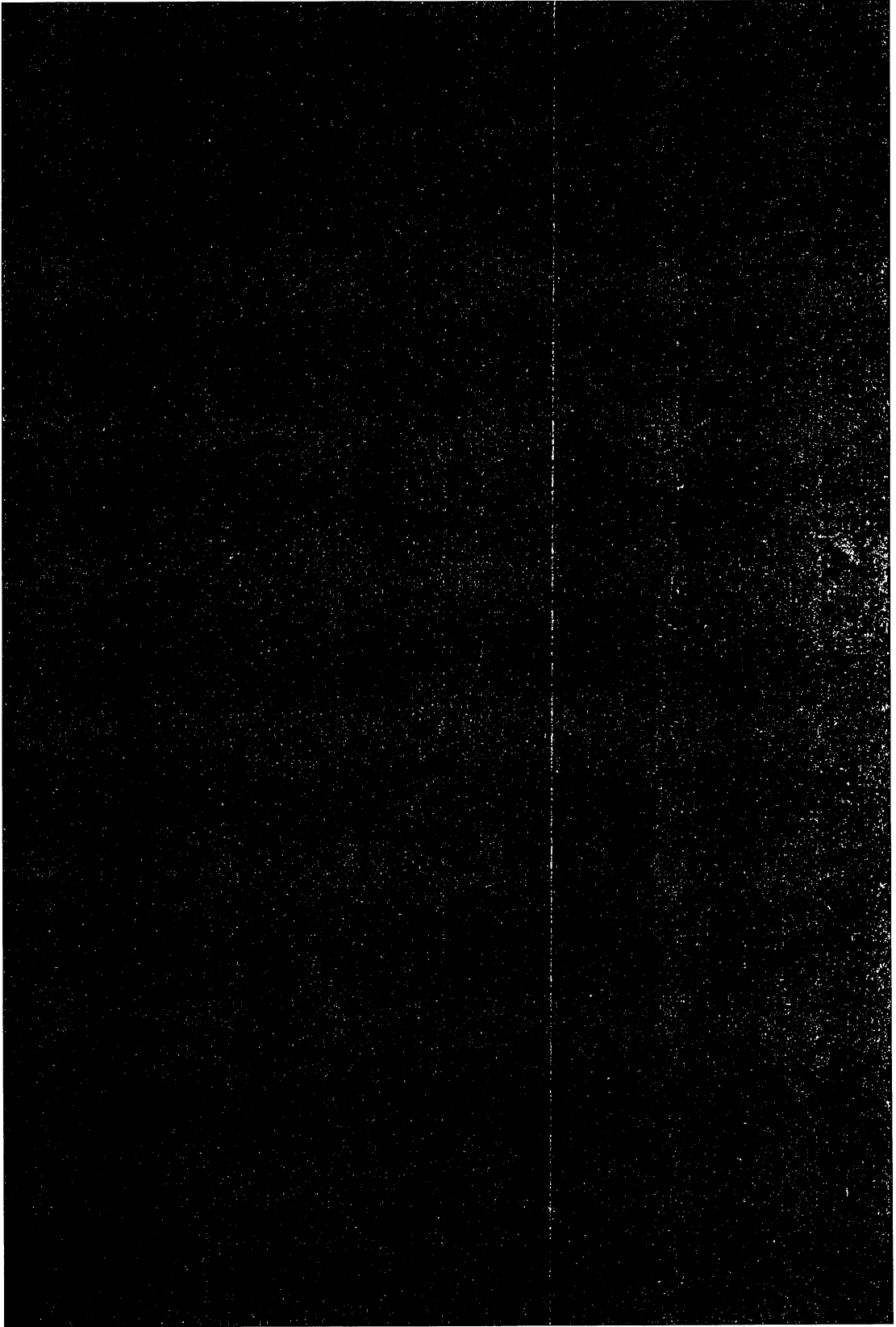
記

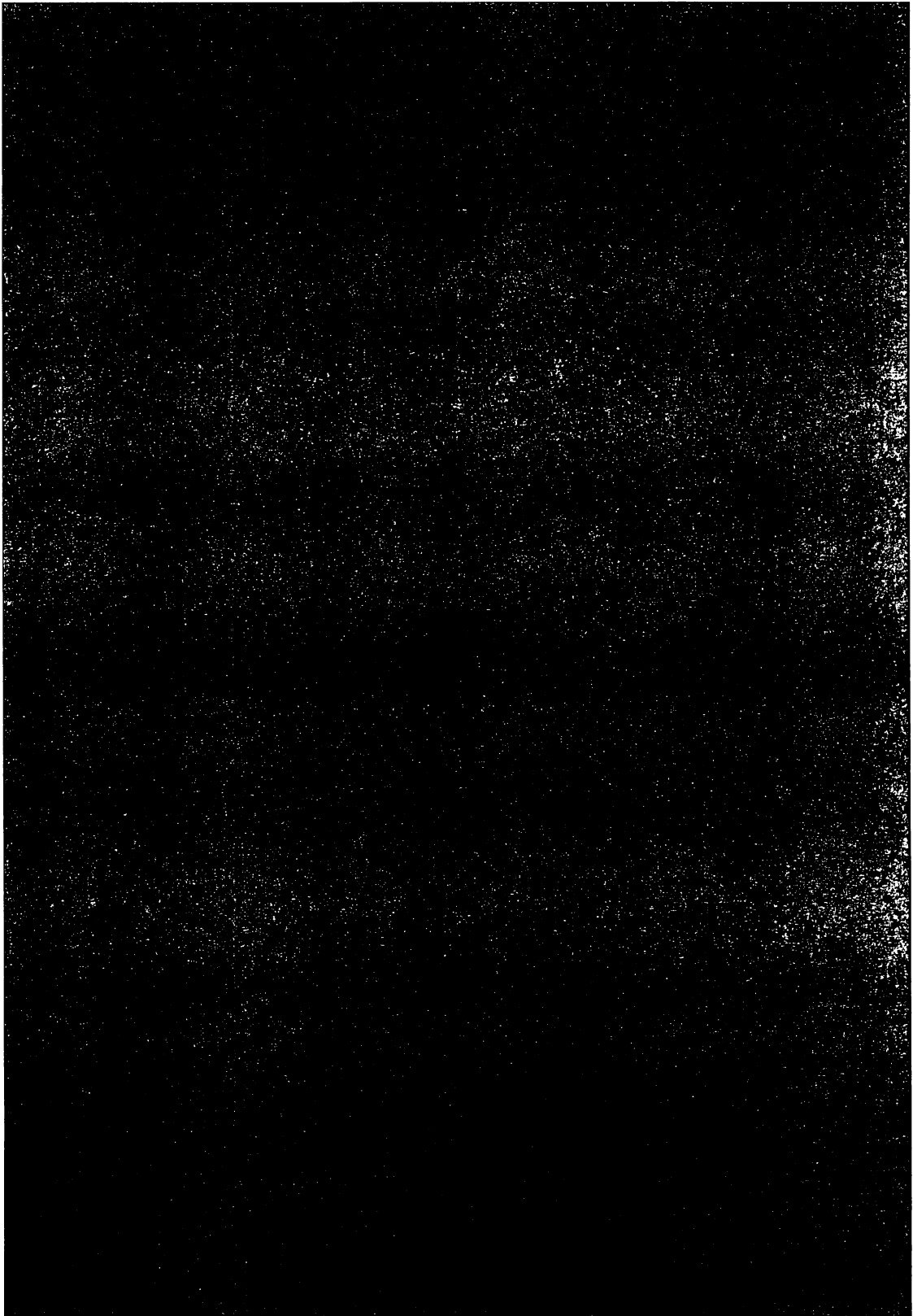


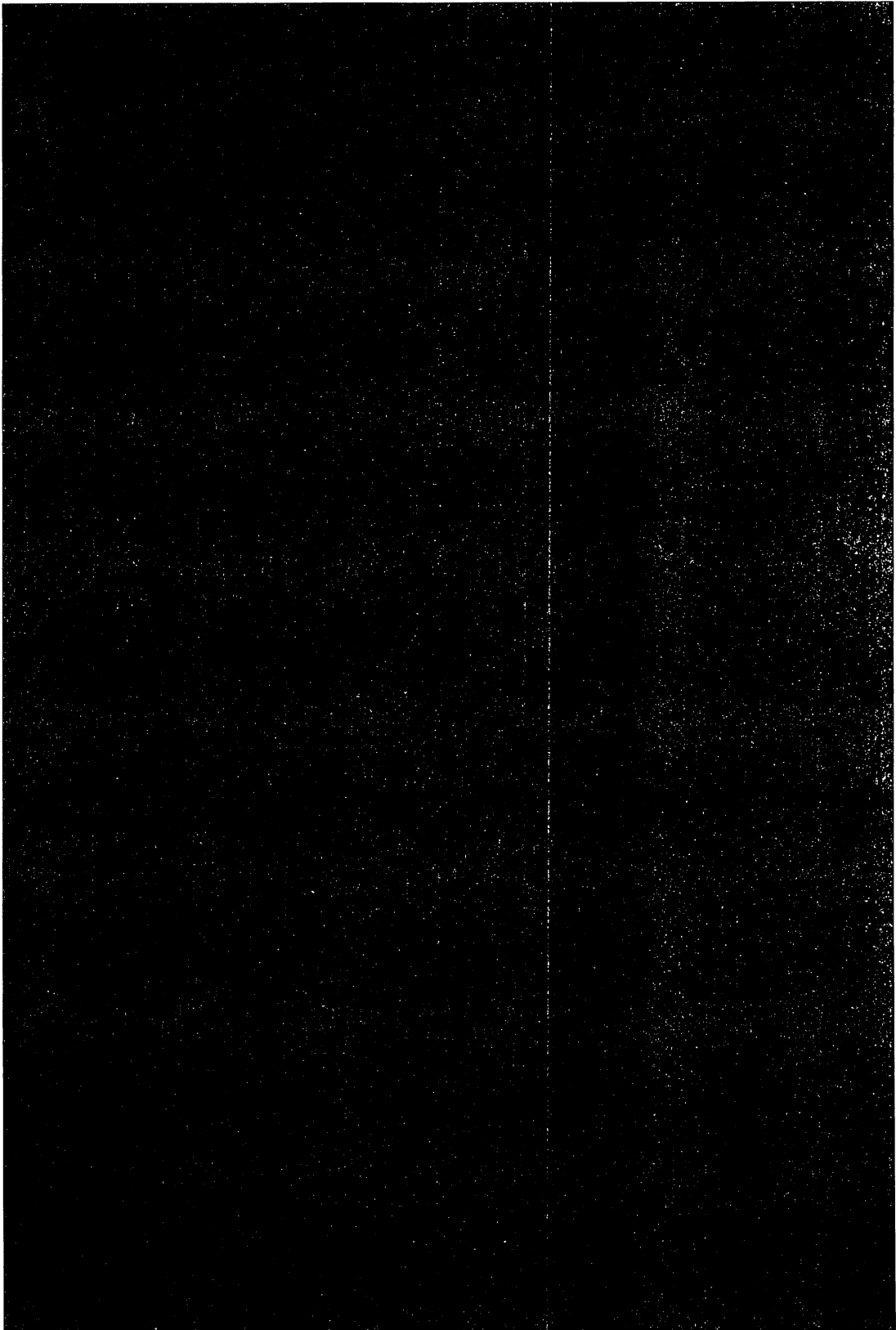


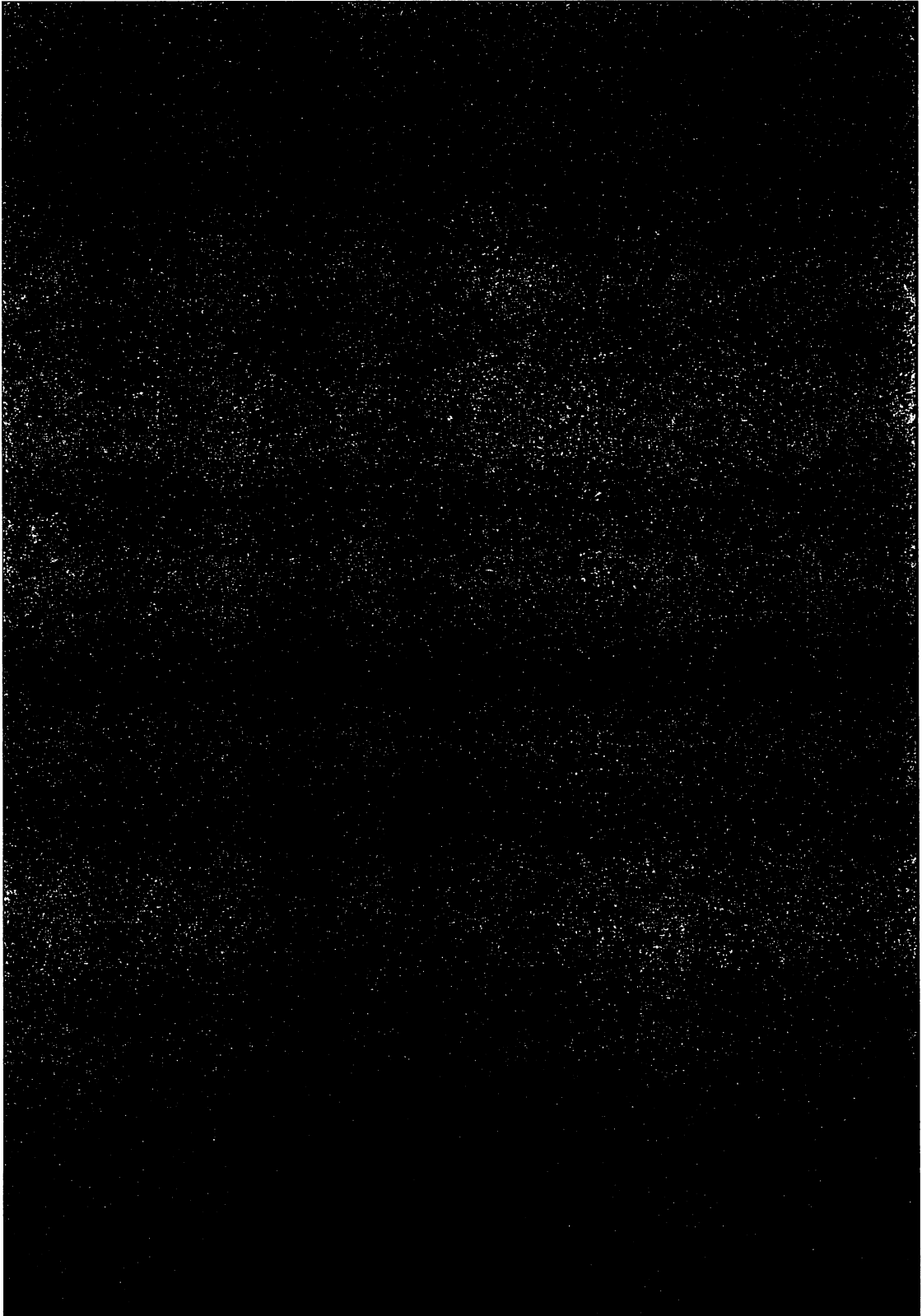


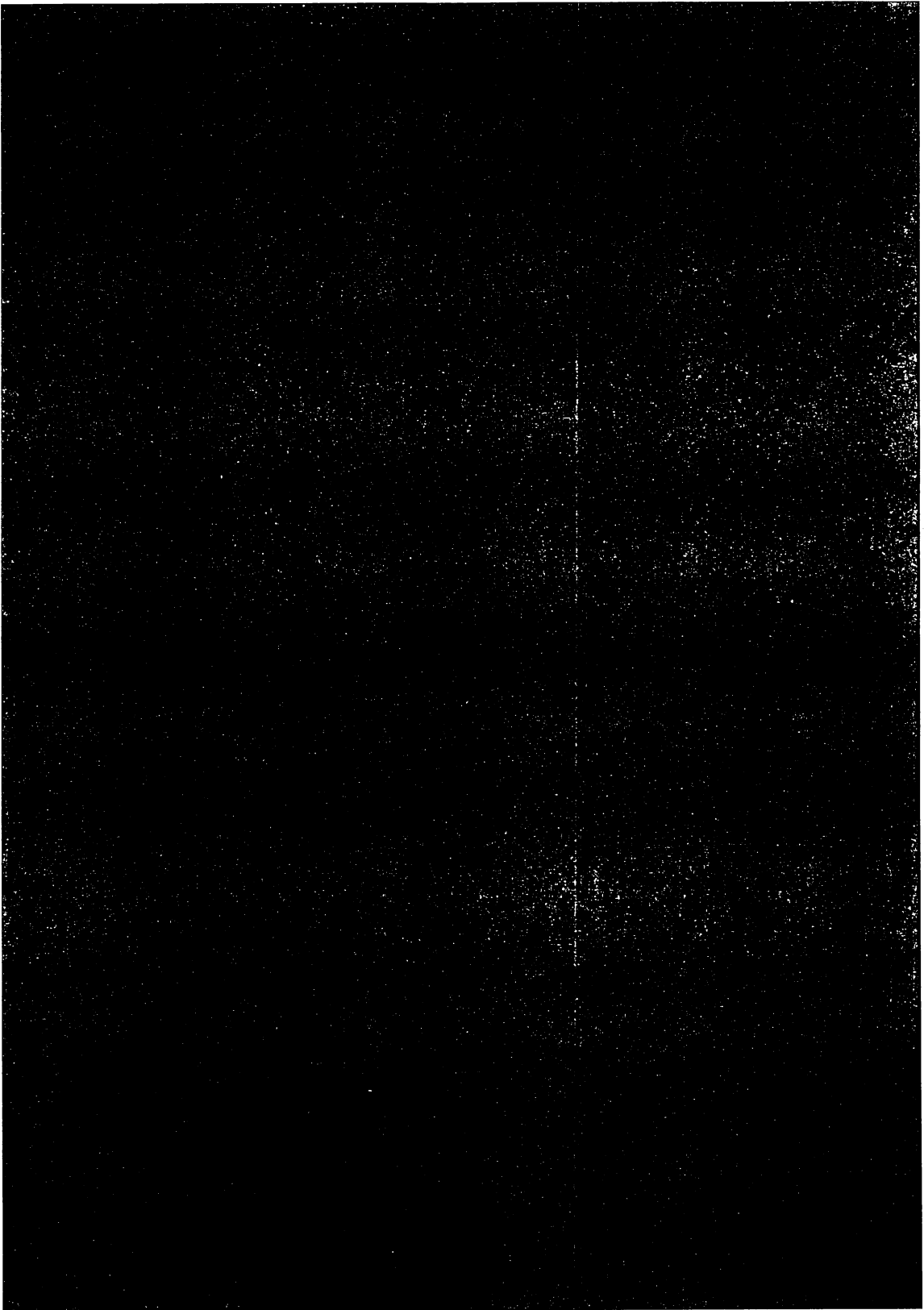


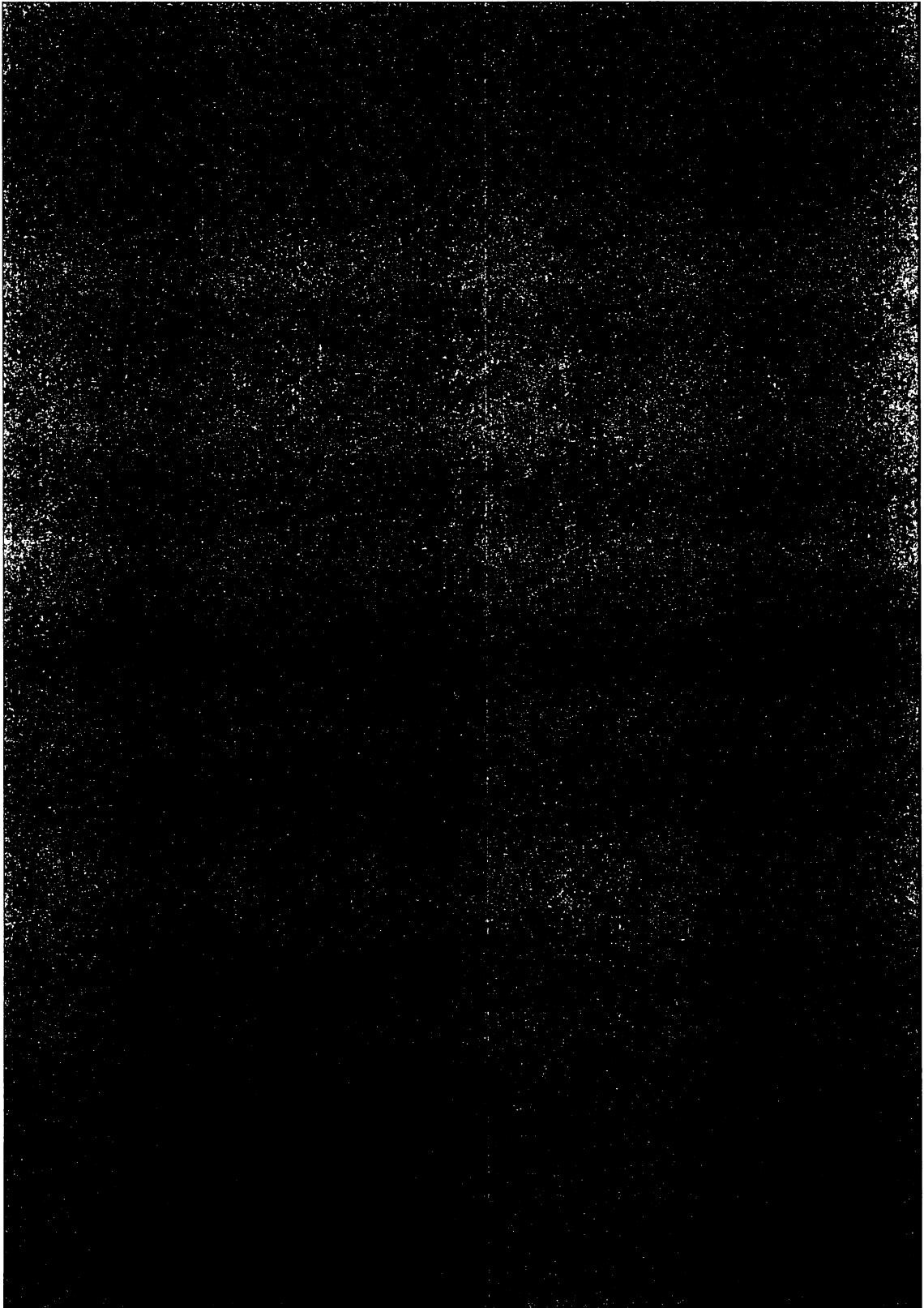


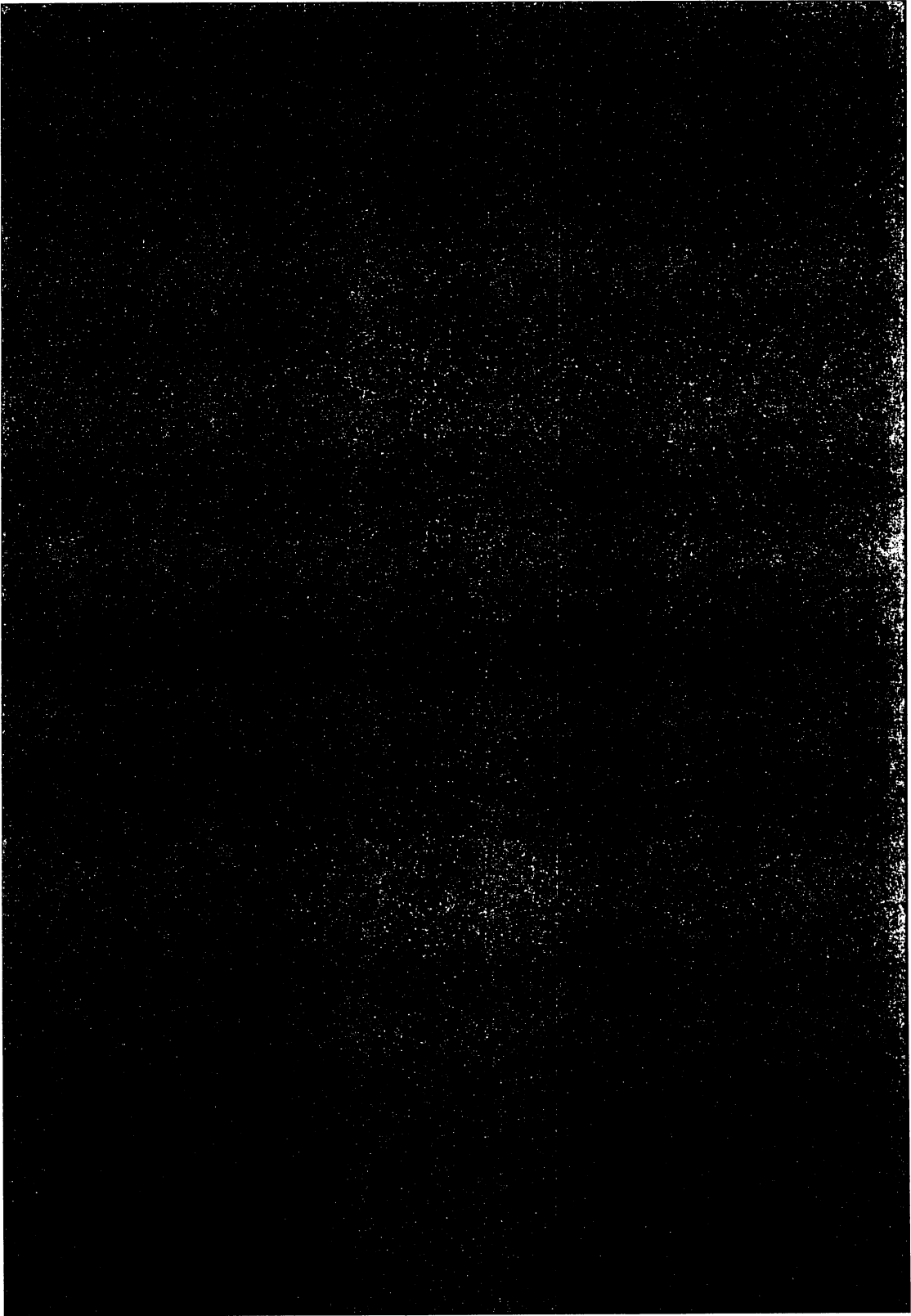


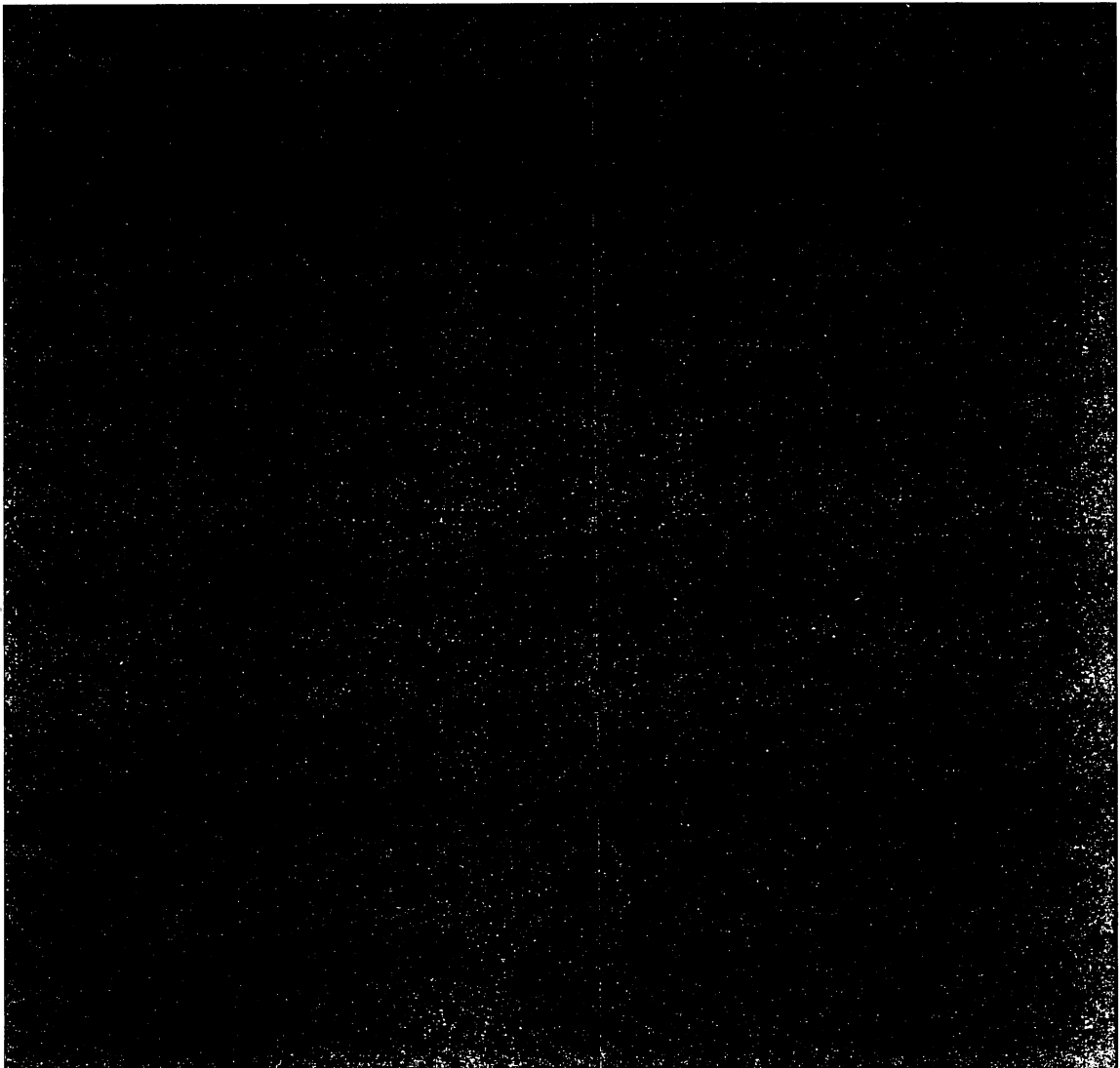




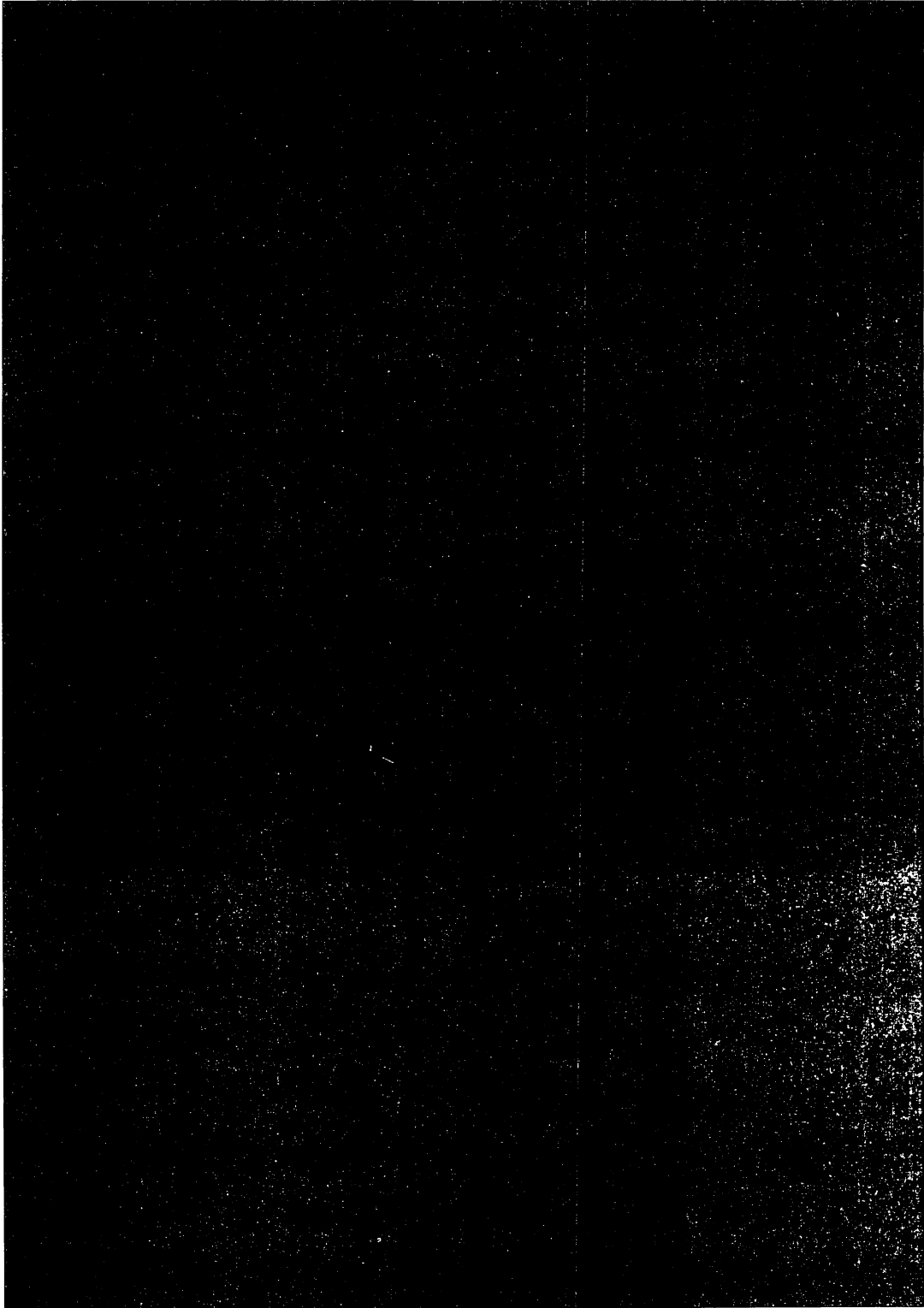


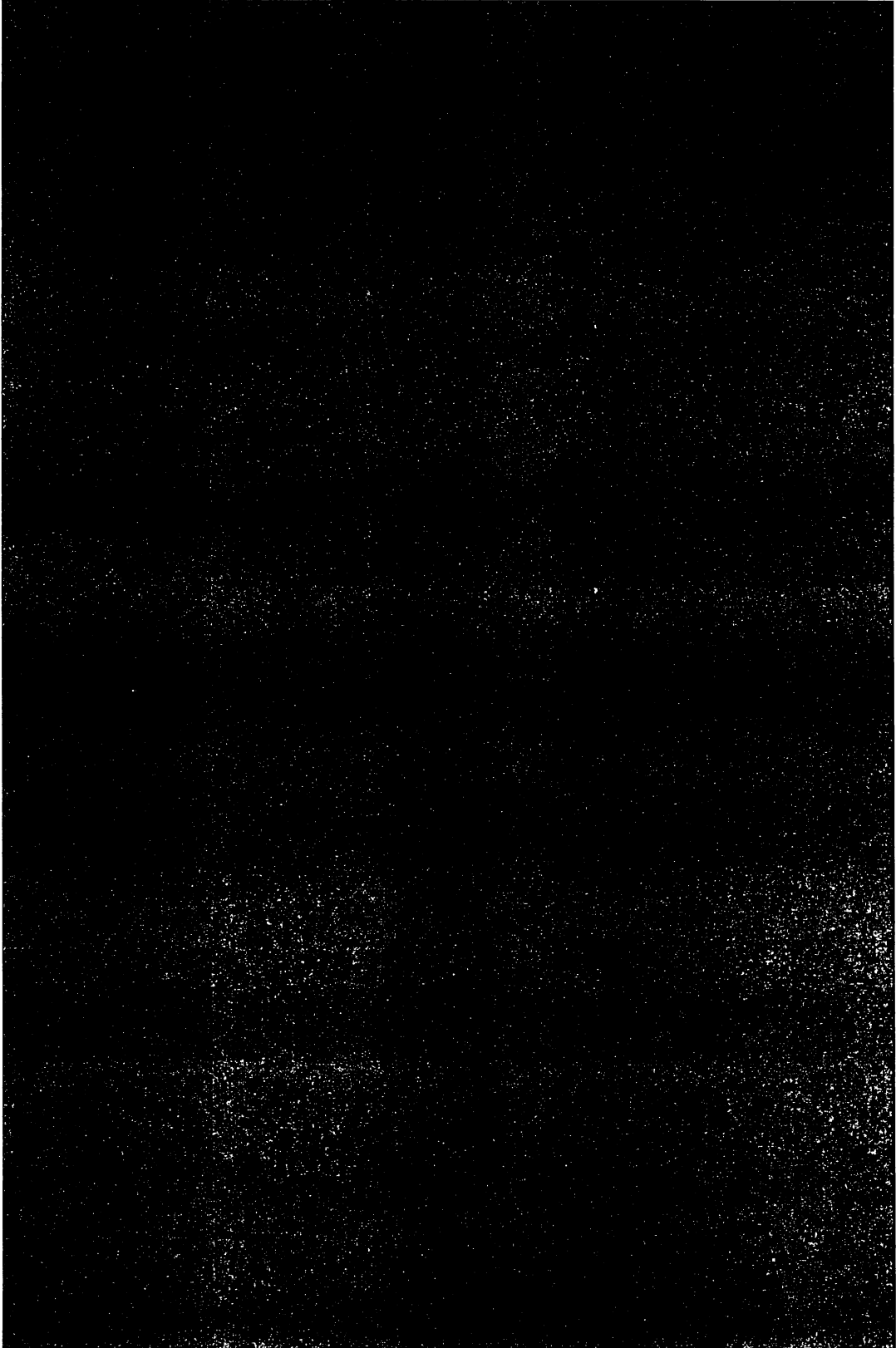






(別紙)





【機密性 2】

令和7年1月16日

第78期司法修習生 各位

司法研修所事務局長

司法修習において司法修習生が取り扱う修習関連の情報のセ
キュリティ対策について（事務連絡）

[Redacted content]

記

[Redacted content]

令和7年1月16日

第78期司法修習生 各位

司法研修所事務局長

実務修習において司法修習生が取り扱う修習関連の情報のセ

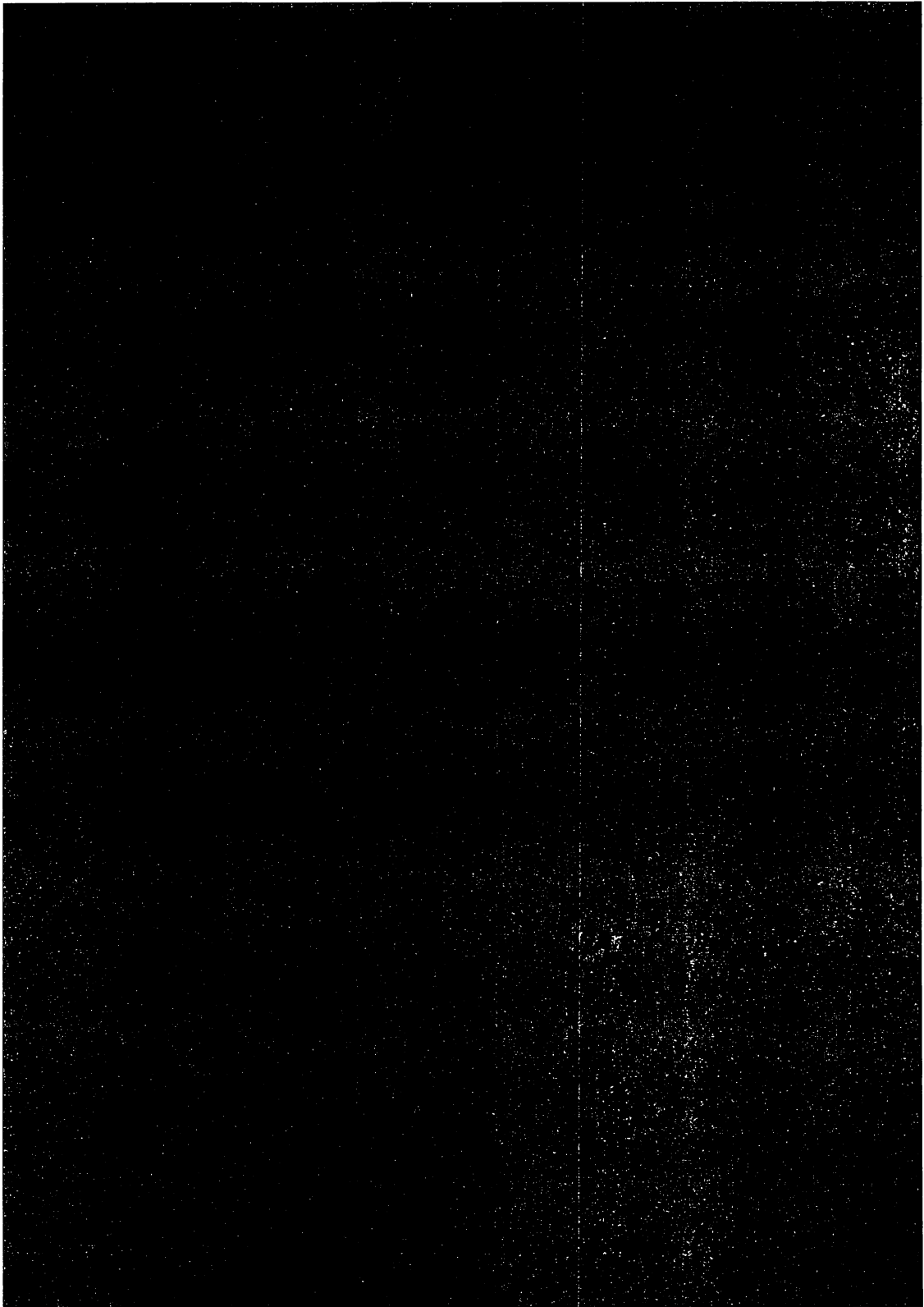
キュリティ対策について（事務連絡）

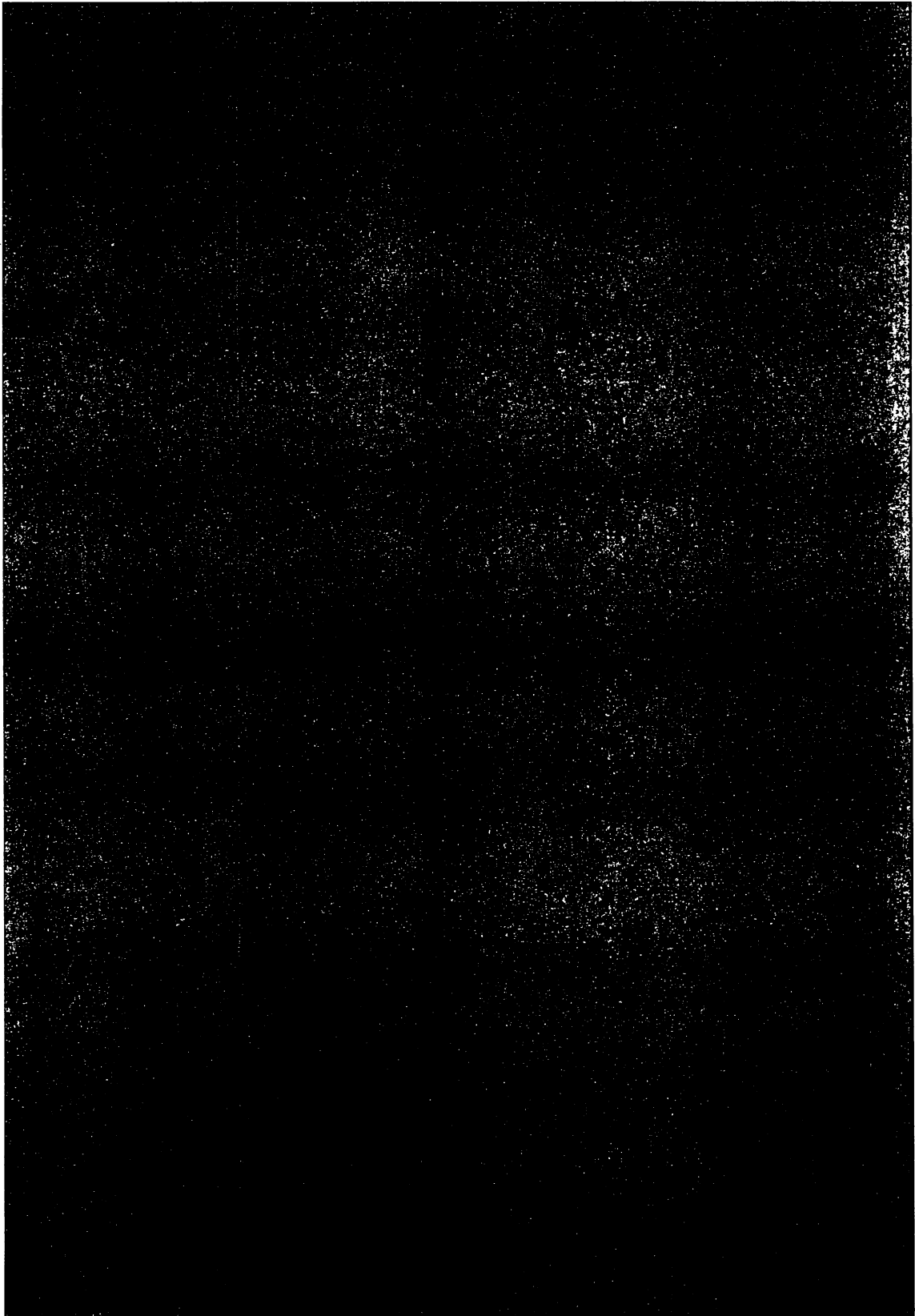
裁判修習を含む実務修習の期間中には、生きた事件を素材として、法曹三者の実務を学ぶこととなりますが、そこで取り扱う修習関連の情報は、事件関係者等の個人情報が含まれ得るところであり、万が一これらの情報が外部に流出した場合には、取り返しのつかない損害を生じさせるほか、司法修習生に対する国民の信用、ひいては法曹全体に対する国民の信頼を失墜させる事態につながりかねません。

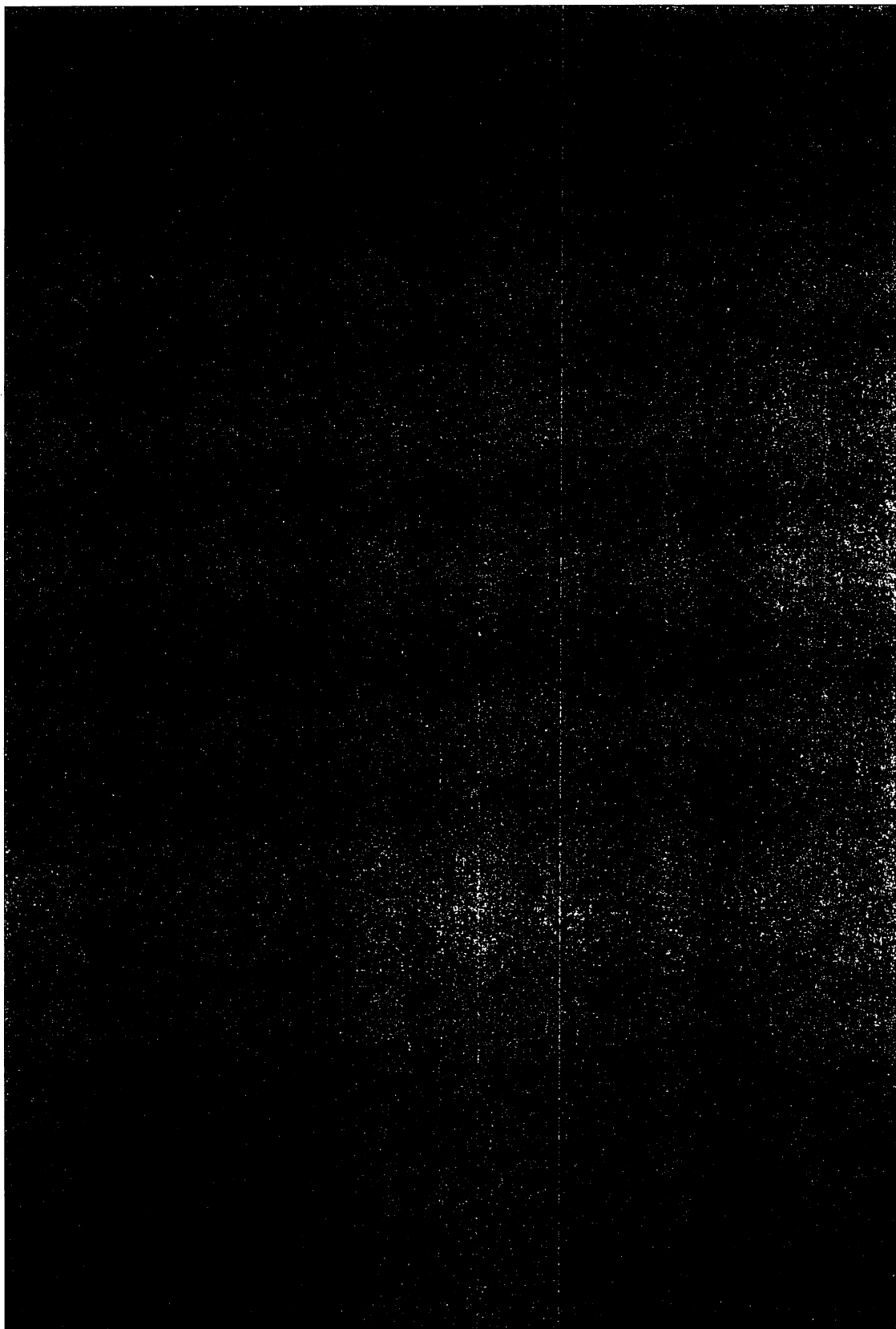
そのような事態が生じることを厳に避けるために、司法修習を通じて取り扱う情報は細心の注意を払って取り扱う必要があります。

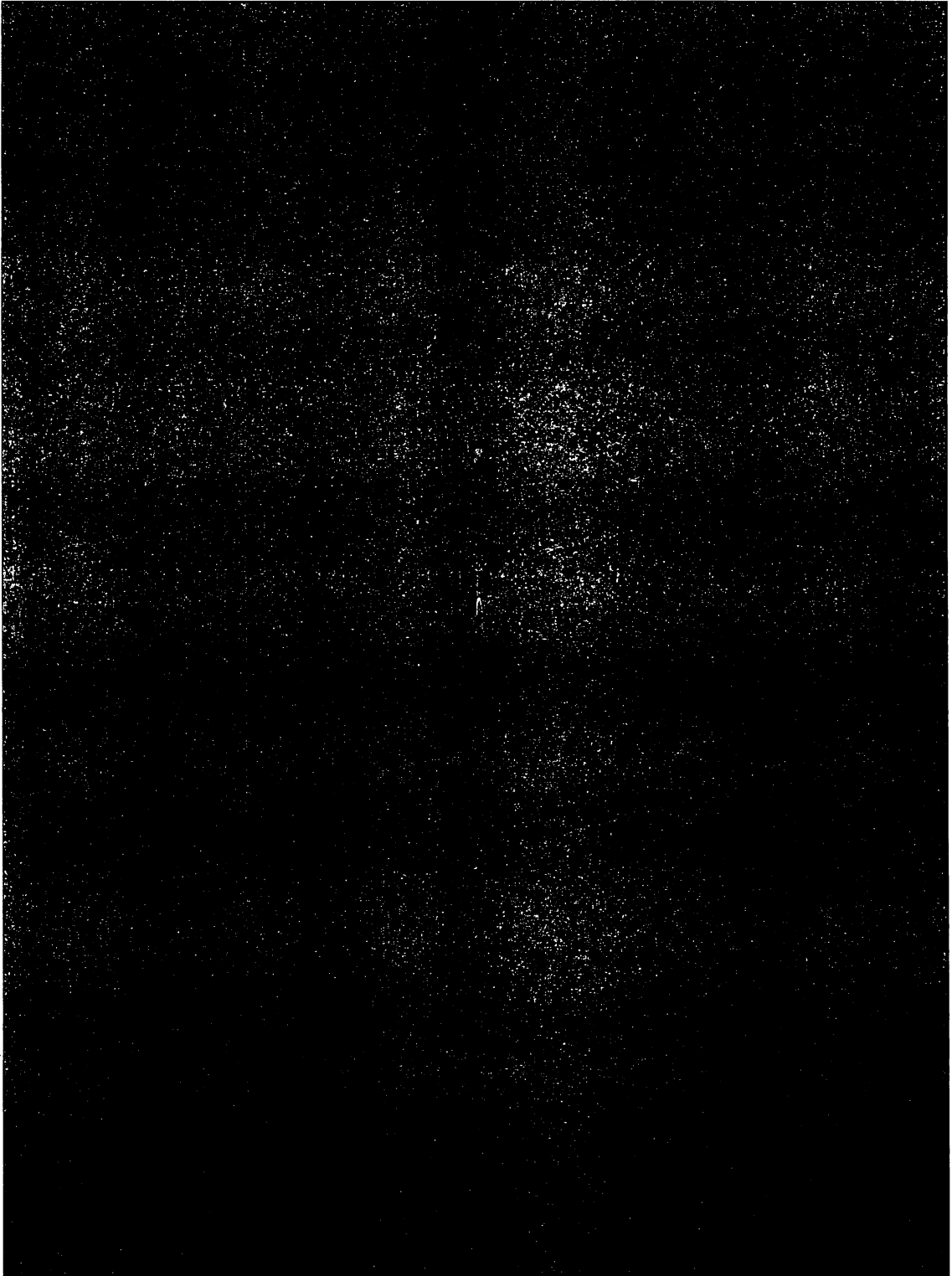
裁判修習に関しては、司法修習生が取り扱う情報のセキュリティ対策について、特段の支障がない限り、別紙のとおり取り扱ってもらうよう各裁判所に連絡をしています。また、各配属庁会における具体的な定めについては、実務修習の開始に当たってお知らせがあるものと思われませんが、修習に当たっては、情報セキュリティルールを遵守し、電子データを含む情報の取扱いには十分気を付けてください。

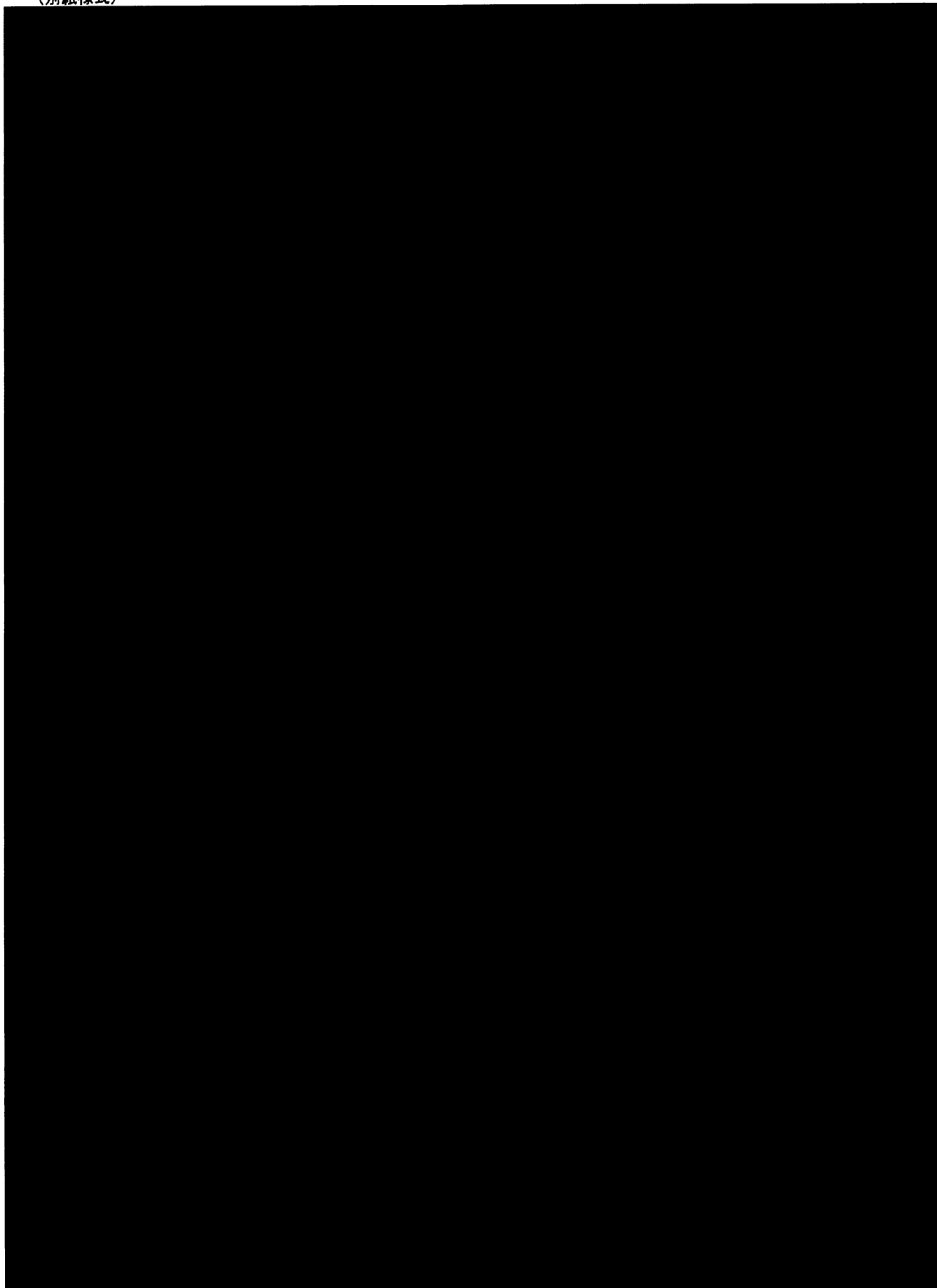
(別紙)













令和7年1月16日

第78期司法修習生 各位

司法研修所事務局長

司法修習において司法修習生が取り扱う修習関連の情報のセキュリティ対策における生成AIの取扱いについて

(事務連絡)

司法修習において司法修習生が取り扱う修習関連の情報のセキュリティ対策については、令和7年1月16日付け司法研修所長通知「司法修習において司法修習生が取り扱う修習関連の情報のセキュリティ対策について」及び同日付け当職事務連絡「司法修習において司法修習生が取り扱う修習関連の情報のセキュリティ対策について」で、実務修習において司法修習生が取り扱う修習関連の情報のセキュリティ対策については、同日付け当職事務連絡「実務修習において司法修習生が取り扱う修習関連の情報のセキュリティ対策について」でそれぞれお伝えしています。



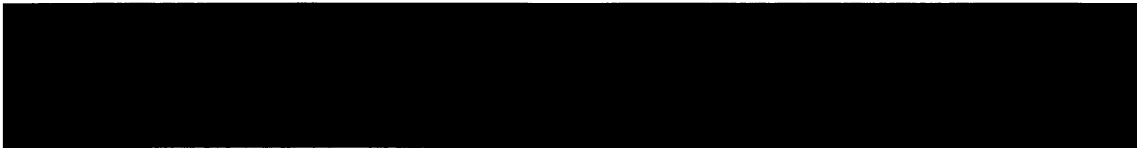
日弁連法1第398号
2025年(令和7年)2月17日

司法修習生各位

日本弁護士連合会
事務総長 岡田理樹
(公印省略)

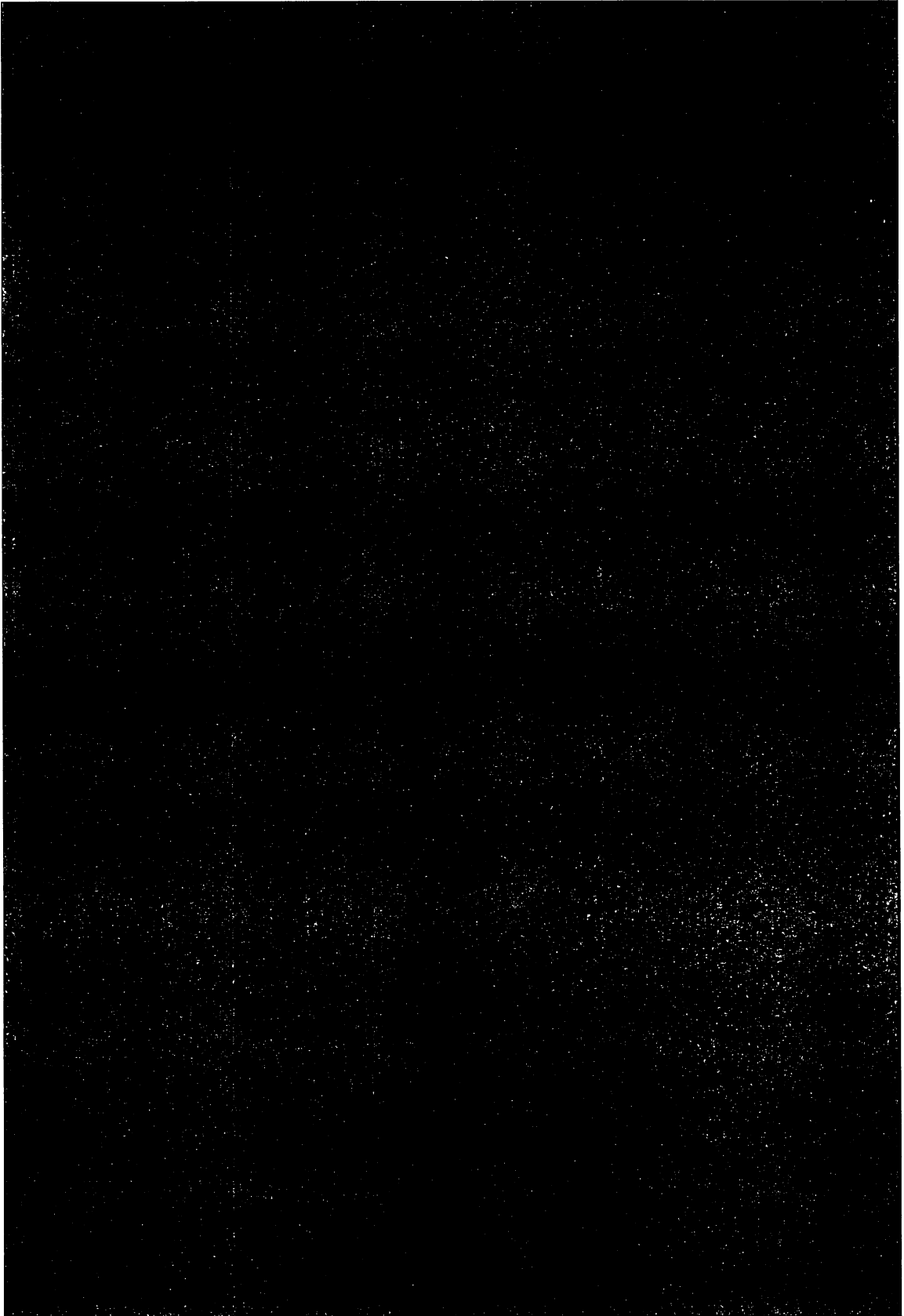
弁護修習において司法修習生が取り扱う修習関連の情報等の
セキュリティ対策について(通知)

司法研修所から「司法修習において司法修習生が取り扱う修習関連の情報のセキュ
リティ対策について(通知)」(以下「研修所通知」という。)が発出されているところ、



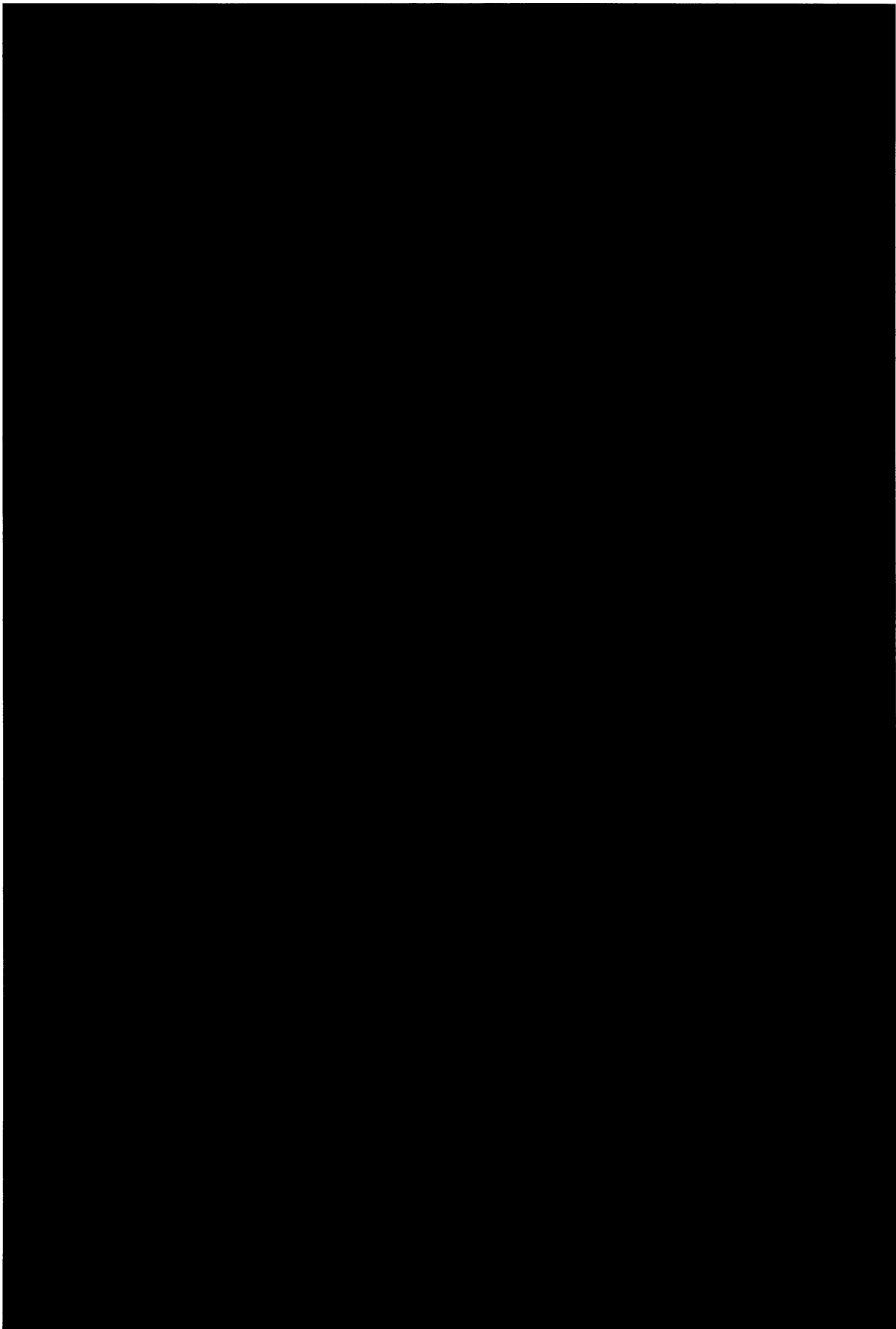
記







以上



【機密性2】

△修習関連情報の取扱いについて

令和7年3月19日

司法研修所事務局企画第二課

